

序

- 1 建築協定の制度概要
- 2 建築協定の沿革
- 3 建築協定運用の具体的な状況

序

全国一律最低限の建築基準を定める建築基準法ではカバーできないコミュニティにおける伝統的景観や住環境の維持等を目的として締結される建築協定について、必要に応じて制度の再確認、その運用について地域横断的な運用に関する知見、制度上の限界、実際の紛争事例等について紹介する。

1. 建築協定制度の制度概要

(1)目的 (第 69 条¹⁾)

建築協定は「**住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため**」に締結される。

¹ 「(建築協定の目的)

第六十九条 市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。次条第三項、第七十四条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の二第一項、第二項及び第五項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下「土地の所有者等」と総称する。）が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定（以下「建築協定」という。）を締結することができる旨を、条例で、定めることができる。

（建築協定の認可の申請）

第七十条 1 前条の規定による建築協定を締結しようとする土地の所有者等は、協定の目的となつてゐる土地の区域（以下「建築協定区域」という。）、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、その代表者によつて、これを特定行政庁に提出し、その認可を受けなければならない。

3 第一項の建築協定書については、土地の所有者等の全員の合意がなければならない。ただし、当該建築協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）に借地権の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。」

(2) 要件論

協定運営者にとって注意すべき点に絞る。当然の前提であることは省略する。

締結事項

建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準（第 69 条）。

注意点：建築協定は建築物の敷地に関する基準。建築物が無い更地の利用方法には建築協定の効力が及ばない。だから駐車場利用を止めさせることはできない。

手続

建築協定書作成→特定行政庁（建築主事を置く地方公共団体及び長）に認可申請→長は 20 日以上の期間を定めて関係人に縦覧（第 71 条²）→長は関係人の出頭を求めて意見聴取（第 72 条³）→認可要件に合致するか審査（第 73 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号）→特定行政庁の認可（第 70 条第 1 項）→公告（告示による）

(3) 効力

加入者間効力 認可時

新土地所有者等第三者への効力 公告時

注意点 効力発生後は建築協定発効後に土地所有者等変更があっても、新権利者は自動的に協定加入者となる（第 75 条⁴）。新所有者等の改めて同意を得ることは不要。

² 「(申請に係る建築協定の公告)

第七十一条 市町村の長は、前条第一項又は第四項の規定による建築協定書の提出があつた場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、二十日以上相当の期間を定めて、これを関係人の縦覧に供さなければならない。」

³ 「(公開による意見の聴取)

第七十二条 第一項 市町村の長は、前条の縦覧期間の満了後、関係人の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。」

⁴ 「(建築協定の効力)

第七十五条 第七十三条第二項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による認可の公告（次条において「建築協定の認可等の公告」という。）のあつた建築協定は、その公告のあつた日以後において当該建築協定区域内の土地の所有者等となつた者（当該建築協定について第七十条第三項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。」

cf. 自主的協定の場合。建築協定に加入しないが協力をする意思がある住民を「まちなみ協定」等の自主的協定でカバーする場合がある。この場合は締結当時の協定当事者間だけの効力なので、売買等による所有者変更の場合には改めて同意が必要。

(4)違反に対する措置

政府解釈・多数説⁵：民事訴訟による措置以外に手段がない。

∴建築協定は私法上の契約＝建築関連法令ではない→建築確認（建築基準法第6条⁶）の対象ではない。違反建築物除却命令（第9条⁷）は出せない。

(5)協定の変更

協定を変更する場合、土地所有者等の全員の同意が必要である（第74条⁸→第70条③）。

∴一部変更であっても、一種の新協定の成立とみる⁹。

(6)協定の廃止

協定を廃止する場合、土地所有者等の過半数の同意が必要である（第76条¹⁰）。

⁵建設省建築指導課長編・後掲・「建築協定」。

⁶「(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（〔略〕）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。〔以下略〕。

⁷「(違反建築物に対する措置)

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。」

⁸「第七十四条 建築協定区域内における土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）は、前条第一項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

2 前四条の規定は、前項の認可の手續に準用する。」

⁹ 逐条解説建築基準法編集委員会・逐条解説建築基準法・後掲・74条注釈。

∴権利制限の解除であり、過半数が廃止を望んでいるなら実効性が無い¹¹。

2 建築協定の沿革

建築基準法案完成（1950年1月）→法務省法制意見長官へ提出・審査（1か月間）¹²→建築主事と建築協定は保留→GHQ 修正勧告＝建築主事を市町村にも置けるようにせよ→修正→¹³国会審議（1950年4月～5月 衆議院：反対論なし 参議院：多少の時間はかかったが、通過）→公布（5月24日）

。

- ・市町村条例で建築協定を締結できることを定めた場合に限り建築協定を締結できる
- ∴協定区域内土地所有者等を拘束し、市町村条例制定権を侵害する¹⁴
- ・協定締結は全員同意（第69条。建築法草案2/3）
- ∴街のボスが無理な協定を締結させることを防ぐため¹⁵

3. 建築協定運用の具体的な状況

(1)合意協定と一人協定

合意協定地区

- ・住民が能動的に締結しているので、団結力があり、維持されやすい。

一人協定地区

- ・良好な街づくりのための開発業者に対する行政的誘導
- ・従って方が開発許可を取得しやすそうなので、締結
- ・住民自らの締結ではないので、住民の意識が希薄になりがち→その後の運営に影響→当初期間で廃止も

¹⁰「（建築協定の廃止）

第七十六条 建築協定区域内の土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）は、第七十三条第一項の規定による認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。」

¹¹ 逐条解説建築基準法編集委員会・逐条解説建築基準法・後掲・76条注釈。

¹²小宮・下・後掲・50-53頁。

¹³小宮・下・後掲・55頁。

¹⁴小宮・下・後掲・53-55頁。

¹⁵国会会議検索システム・後掲・衆議院建設委員会第33号29頁。

課題 住民の意識を高める活動の必要性。

(2) 建築協定運営委員会

合意協定地区：ほぼ例外なく設置

一人協定地区：設置されていない地区も。∵ 前述の経緯

(ii) 役員の典型的構成

委員長 1、副委員長 2、会計 1、書記 1 等を互選、輪番、立候補等様々。

(iii) 任期

・ 2 年が多いが 1 ～ 3 年の範囲で様々。

注意点 1 全員交替だとノウハウが引き継がれない。

注意点 2 余りに短いと、運営に習熟する前に交替

理想 前任者が一部でも残る任期制の工夫。

(iv) 経費

・ 自治会や管理組合費徴収時に含まれて徴収される例が多い。

問題 団地等の管理組合は全員加入するから良いが、自治会だと未加入者もいるから、不公平が生じる可能性がある。

(v) 活動

平時

協定違反予防は日頃の活動が決め手となる。協定更新、変更手続き等の前準備ともなる。特に更新作業が大変な負担。更新準備委員会を発足し、2 年前位から準備するのが普通（締結時とほとんど同じ作業が必要）。

協定に対する認識を高める活動

- ・ 総会等の会合
- ・ 自治組織等を通じた広報活動

違反の予防・早期発見

- ・自治組織等と連携し、地区の状況を相互に確認・報告する体制
- ・行政との連携（意思疎通や建築確認申請時等に運営委員会の承認を得させる覚書）
 - ・担当者交替時に覚書の内容を引継いでいることを確認することも肝心

【更新に関する最近の問題】

更新を前提する場合には協定中には更新に関する規定を置く。大きく分けて①1 回のみ更新と②一定数の反対が無い限り、永久自動更新の2パターンがある。

②を意図して規定したが、役所が①として処理したため、協定が失効してしまう事例が府内で相次いでいる問題がある。

②の典型

「本協定の有効期間は、認可公告のあった日から起算して10年とする。ただし、本協定の有効期間満了の6ヶ月前までに、土地の所有者等の過半数の廃止申立てがないときには、さらに10年間更新されるものとし、以後も引き続き同様にして10年毎に更新される。」

大阪府内では網掛け部分の文言を欠くと、永久自動更新と認めない（東京、神奈川も同様。府ではここ10数年で永久自動更新を認めなくなったと言われる）。ある運営委員会側の主張では、役所担当者とは②を前提に手続きを進めていたというが、この文言を欠いたために1回のみ更新と扱われた。

(vi)空家問題

同じ時期に建った多くの建物が同時に空き家になる傾向があり、次の問題がある。

- ・更新時の手続や運営費回収に苦勞する。
 - ・台風でタンが飛んだり、樹木が倒壊したり、放火の標的になりやすい等
- ←空き家把握を徹底する必要がある

4.違反事例等¹⁶

¹⁶ 違反事例は多々あり、前回の報告でも多数報告した。前回紹介したものは、本レジュメに後掲。本レジュメは池田の researchmap< <https://researchmap.jp/ikeday31> >にアップロードし、事後的に確認で

(1)そもそも違反ではない例

・駐車場化

←建築協定は建築物が無い敷地については効力が及ばない（[\(堺市「建築協定に関する質問」\)](#)）

・民泊

ほぼ否定的意見が占める。民泊を禁止するのは既存協定では禁止できないとするのが府の見解。民泊を規制する方法は次の2通り。

①協定変更 成功例はあるが（南が丘二丁目3街区建築協定書（神奈川県）23区画）、困難

②別協定締結 この場合、3通りありえる。

(i)建築協定 但し手続きが大変な上、元の協定と加入者が異なる可能性が高い。

(ii)建築基準法によらない私法上の協定 この場合、更に2通りに分かれる。

団地ではない場合 対第三者効力はないから、売買等により新所有者に同意を求める必要

団地の場合 区分所有法の管理規約の一種とみなされるので、対第三者効力はある。但し特定行政庁を通じた手続を経していないので、個別条項の合理性を厳格に判断される（判例）。

*団地とは？ ここでいう団地は区分所有権法上の意味における団地であって、一般にイメージされる数棟の共同住宅が立ち並ぶ団地とは異なる。秦野伊勢原だと伊勢原の工業団地をイメージすると良い。以下の2要件を満たすものが団地である（第65条）。

- ・1区画内に数棟の建物がある。
- ・当該区画内の土地または附属施設が数棟の建物所有者の共有に属する。

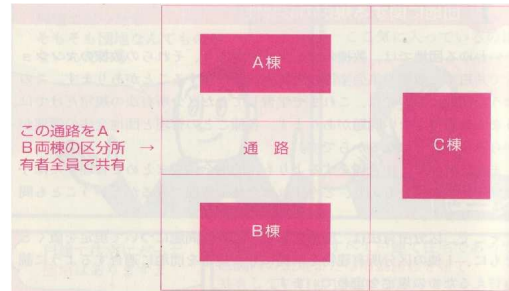
数棟の建物は共同住宅でも戸建住宅でも構わない。下図¹⁷の例1の場合も団地。また例2の場合、A棟、B棟及びA棟B棟共有通路が団地を構成し、C棟は団地を構成しない。

きるようにしておく。

¹⁷ 図は植杉他・マンション管理士・後掲・144、146頁より。



団地の例1



団地の例2

(2) 違反事例

違反といっても、努力義務とそうでないものとは効果が違う。努力義務でないものについてはもちろん強制可能である。

努力義務の典型例

・緑化義務

←大体努力義務。違反でも強制できない。違反により第三者に損害を与えた場合に不利な心証になりやすい程度か・・・

4 実際の紛争事例¹⁸

一定の是正ができた事例を取り上げる。妥協事例が多い。民事訴訟は稀だが、近年は運営委員会側が訴えられたり、提訴を臭わされる事例も聞く。

用途違反

【事例1】用途規制違反（米店の開業）¹⁹

事実関係

①（発端）建築協定上、個人専用住宅および医院併用住宅のみが許される建築協定区域内で米店が開業されたとして争われた。店側は「店舗ではなく倉庫である」と主張したが、漂う精米の騒音や臭気は隣人からみれば米店そのものだった。そのため、隣人が自治会、

¹⁸長谷川（貴）・後掲。建築協定が争われた事例につき、同・後掲・59頁以下。個別具体的な建築協定援用事例につき、120頁以下。

¹⁹長谷川貴陽史「建築協定とその運用～制度と紛争事例」ヘスティアとクリオ6号（2007年）28-29頁。

運営委員会、市役所に相談し、紛争になった。

②（対応）自治会と運営委員会から店主へ猶予付是正請求がなされた。しかし是正がなされることはなかった。そこで運営委員会および自治会は質問状を店主に送付し、また自治会報で違反の事実を公表した。これに対して米店側も弁護士をつけ、「現代版の村八分」、職業選択の自由の侵害等を根拠として共同不法行為であるとの主張をした。一方で運営委員会側も協定区域内の弁護士から法的アドバイスを受ける等をした。

結果

妥協的解決。米店はシャッターを下ろした状態で控え目に、そしてまたある程度住環境に配慮した営業を続けている。

【事例 2】用途規制違反・医院兼住宅の開業²⁰

①（発端）建築協定地区は第一種低層住宅専用地域であり、専用住宅以外では「専用住宅および医院〔・・・〕併用住宅」（以下医院併用住宅）以外の建築を認めていない（以下ではこの制限を本件用途制限とする）。ところが建築主株式会社 A が医院併用住宅の建築協定新築事前届けを運営委員会に提出した。これに対して運営委員会は建築主に次の 2 点を理由に併用住宅として不適合であることを A に伝えた。(1)株式会社は医業を行うことができない。(2)住宅部分が延べ面積の 50%以下なので併用住宅として不適合。ところが協定には住宅部分を 50%以上とする定めはなかった。

②（対応）運営委員会は横浜市担当部門や不動産会社等と話し合った。ところが不適合通告から半年以上経った頃に A は工事を始めた。翌月、運営委員会は A 側と話し合った。運営委員会は、住宅部分を 50%以上とする根拠について建築基準法施行令第 130 条の³²¹を援用し、違反是正を請求した。これに対して A 側は独自の解釈と反論した。そこで運営委員会は行政、弁護士、法学者に相談した。しかし運営委員会の主張する(1)による規制は困難との判断を示され、また(2)について弁護士等も住宅部分 50%以上と明記しておらず、協定違反を指摘するのは困難と回答した。

²⁰池田が直接相談を受けた事案。

²¹ 建築基準法第 48 条及び別表第二（い）二を受け、第一種低層住居専用地域で建築できる事務所や日用品店、理髪店その他について定める。居住部分 1/2 以上でなければならない。医療機関は別表第二（い）八で元々建築が認められており、居住部分の下限は無い。協定で居住部分 1/2 以上と規制をするならば、協定に明記する必要があると考えられる。

結果

妥協的解決。自治会から医院開院後の交通量増加、プライバシー等の安全対策、環境維持および保全等について A に意見要望を提出した。A は自治会定例会において意見要望に対して一定の配慮をすると説明した。

【事例 3】用途違反（神奈川県）

当該協定地区では地区内の一定の区画（店舗可能区画）での店舗営業を認めていた。Y は、当該協定地区は「色々とうるさい地区」だと知っていたので、店舗可能区画で行政書士事務所を開業できるか自治会長にも確認した上で事務所を開業していた。

ところが、運営委員会（実質は自治会）X が後で確認したところ、店舗と事務所は違うものであり、事務所や塾の営業は認めていなかったことが判明した。市の回答も同様だった。そこで Y やその他事務所や塾営業者等に対して店舗可能区画での営業をやめ、他の地域に移るように要請した。

結果

ほぼ解決。ほとんどの事務所は他の地区に移転した。

【事例 4】用途違反（熊本県。福岡高判平成 21 年 7 月 2 日平成 20 年（ネ）第 660 号）

当該協定地区は一人協定地区で運営委員会が未設置だった。また物品販売を営む店舗（スーパーマーケット、ガソリンスタンド、タクシー営業所、銀行）に限定して設置を認めていた。そうであるところ、Y はスーパーマーケットと飲食店を 2 店舗出店する計画を立て、自治会長から 2 度にわたって同意を得た。自治会運営委員会でも異論は出なかった。その後自治会長の同意書も添えて建築確認済証も得て建築請負契約や建材手配をし、着工しようとしたところ、住民から反対が生じた。この後に設置された建築協定運営委員会 X は建設中止を求めて提訴した。

判決

このような事実関係の下での建設中止の請求は、Y の経済的損失も大きく、Y の信頼を保護する必要がある事実関係でもあり、権利濫用であるとして、X の主張を認めなかった。

X は上告受理申立をしたが、不受理決定となり確定した。

軒高規制違反

【事例 5²²】

事実関係

①（発端）建築協定では軒高 6.5m 以下という規制があった。建築主の西側隣人、次いで北側隣人が軒高規制違反を運営委員会に通報したことがきっかけで運営委員会が建築主側に事情をきいた。その結果、軒高違反が発覚した。

②（対応）建築工事完了後、運営委員会が軒高の実測を建築主に要求した。しかし拒絶された。そこで運営委員会は協定加入者総会を開催し、多数決で訴訟提起の是非を審議した。しかし建築主は総会直前に、協定加入者らに対して「訴訟提起に賛成しないで下さい、われわれは精一杯やっています」等と主張した反対ピラをまいたことが原因か、総会は定足数に達せず、流会した。

数ヵ月後、建築主が軒高測定を認めたので、運営委員会は土地家屋調査士を雇い、実測したところ、12.2cm 違反していた。その後、運営委員会は建築主に繰り返し是正請求をした。しかし建築主は「もうこれ以上できません」と返答するばかりだった。そこで運営委員会は総会を開催した。

結果

裁判をしない決議となった。

隣接地の問題

【事例 6】穴抜け区画における調整池開発²³

事実関係

①（発端）開発業者が建築協定の隣接地である調整池の開発を計画した。具体的な開発計画は、池の上に蓋をするように人工地盤を設置し、そこに数軒の一戸建住宅を建設するものである。同種の開発事例は横浜市内各地にあった。開発完了後の人工地盤の下は空洞になり、耐震性もあり、空洞は住宅購入者が地下室として利用できるという。しかし周辺戸建住宅居住者は遊水地がなくなることについて反対した。

②（対応）建築協定運営委員会には類似紛争の経験もあり、委員に宅建免許保持者もいたので、隣接地の開発が合法であることを理解していた。そこで運営委員会は条件闘争にした方が有利と判断し、協定地区自治会作成のガイドラインを示して「自治会員はこのガイ

²²長谷川2・後掲・29 頁。

²³長谷川2・後掲・29-30 頁。

ドラインを守っているのだから従ってくれ」と説得した。その際に4条件を提案した。①最低敷地面積未滿の分割をしない。②遊水池上の区画の購入者を自治会及び建築協定に加入させる。③遊水池と隣地との間に一定の距離を設ける。④人工地盤の高さを道路面の高さと同様に等しくする。

結果

業者は、開発成功をPRしたかったのと、自治会と揉めることによる交渉費用を嫌い、①ないし③に合意し、④にも配慮した。③について業者は、隣地との間に遊歩道を設け、これを自治会に贈与した。分譲区画の一部は近隣住民も購入し、円満解決。

(2)ポイント

- ・違反事例が生じてからでは完全な是正は困難（事例1、2、5）。
 - ・町内会との連携が効果的な場合がある（事例1、2、3、6）
 - ・専門家の関与が重要（全事例）。京都市には専門家派遣制度がある²⁴。
- ←事例6は「自治会だったから言うことを聞いたのであって、住民が個別に反対をしても意に介さなかった」という²⁵。
- ・何が協定違反となるかは明確でなければならない（事例2、3）

-参考文献-

荒秀「建築協定の法的性質」ジュリ 490号（1971年）44頁。

同2「建築協定の法的性質」同『建築基準法論』（ぎょうせい、1976年）収録。

石井昇「建築協定・緑化協定の性質」成田頼明編『ジュリスト増刊 行政法の争点（新版）』（有斐閣、1990年）289頁。

石田頼房『日本近代都市計画の百年』（自治体研究社、1987年）237-238頁。

磯部力『『都市法学』への試み』成田頼明他『行政法学の諸問題』（有斐閣 1990）。

市川清文、広瀬良一「建築協定—横浜市における経緯と実態」ジュリ 481号（1971年）47頁。

伊藤高義＝中舎寛樹『自治体法学全集3 自治体私法』（学陽書房、1990年）。

²⁴京都市建築協定連絡協議会・建築協定だより・49号・後掲。

²⁵長谷川2・後掲・30頁。

宇賀克也『地方自治法概説 第6版』(有斐閣、2015年)。
碓井光明『行政契約精義』(信山社、2011年)。
遠藤浩、成田頼明編『建築の法律相談』(有斐閣、1970年)。
亀田健二「建築協定の法的問題－私人間合意と行政との関係についての一考察－」産法17巻1=2号(1983年)1頁。
京都市建築協定連絡協議会『京都市建築協定連絡協議会広報誌 建築協定だより』。
建設省建築指導課長編『建築基準法建築士法「事項別」早わかり』(全国加除法令出版、1961年)。
建設省住宅局監修『詳解建築基準法〈改訂版〉』(ぎょうせい、1991年)。
建築学会建築計画委員会建築規準小委員会編『建築関係警法令の研究11』(日本建築学会、1982年)。
小宮賢一「建築基準法制定の前後(上)(中)(下)」土地住宅問題60号、62号、63号(1979年)。
小宮賢一、荒秀、関哲夫『〈特別法コンメンタール〉建築基準法』(第一法規出版、1984年)。
島田信次、関哲夫『建築基準法体系 三訂版』(酒井書店 1978)。
鈴木克彦『すぐに役立つ『建築協定』の運営とまちづくり』(鹿島出版会、1992年)。
玉田弘毅「建築協定の法的特色」NBL292号(1983年)30頁。
長谷川貴陽史『都土コミュニティと法 建築協定・地区計画による公共空間の形成』(東京大学出版会 2005年)。
同2「建築協定とその運用～制度と紛争事例」ヘスティアとクリオ6号(2007年)23頁。
長谷川義仁「建築協定の私法上の意義」近法61巻2=3号(2013年)81頁。
村上順編『新基本法コンメンタール 地方自治法』(日本評論社、2011年)。
森田寛二「建築協定論そして公法上の契約論 - その建立的基礎についての素描 - (一)」自治研究66巻1号(1990年)3頁。

【web 公開資料】

『国会会議検索システム』<<http://kokkai.ndl.go.jp/>>2016年1月28日最終アクセス。
横浜市建築協定連絡協議会他『建築協定運営委員会の手引き』改訂版(横浜市建築協定連絡協議会、2013年)<

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/ken-kyoutei/ren-kyou/unei-tebiki/unei-tebiki.pdf>>。

横浜市都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課「建築協定」(2008年10月1日、2014年7月18日最終更新)< <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/ken-kyoutei/> >2015年1月12日最終アクセス。